

松戸市保育士養成修学資金貸付制度の手引き

目次

	ページ
1. 松戸市保育士養成修学資金貸付制度の概要	1
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて	4
3. 在学中（修学中）の手続きについて	6
4. 卒業時の手続きについて	8
5. 松戸市内の保育所等に勤務中の手続きについて	9
6. 修学資金の停止について	11
7. 修学資金の取消について	12
8. 修学資金の返還について	13
9. 修学資金の返還免除について	15
10. 修学資金の返還猶予について	17
11. 提出先及び連絡先	18

1. 松戸市保育士養成修学資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に修学し、将来市内に居住して、市内の保育所等において保育士として勤務しようとする方に対し、保育士養成修学資金を貸し付けることにより、その修学を支援し、市内における保育士の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後速やかに市内に居住し、市内の保育所等に正規職員の保育士として就職し、引き続き5年間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

◆なお、詳細については、下記該当箇所をご参照ください。

(2) 貸付対象

次のいずれにも該当する方が貸付対象となります。

- ① 指定保育士養成施設において修学する方
- ② 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付を受けている方
- ③ 指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住^(※1)し、保育所等^(※2)において、正規職員の保育士^(※3)として雇用され、5年間以上勤務する意思のある方

※1 勤務開始時点（例：勤務開始年度の4月1日）で、松戸市内に住所を有している必要がございます。

※2 「保育所等」とは、次のいずれかに該当する施設をいいます。

- 私立、公立の認可保育所
- 小規模保育事業所A型、B型
- 2・3号児の利用定員が30名以上の認定こども園

【注意】 幼稚園や、認可外保育施設は対象外です。

- ※3 「正規職員の保育士」とは、1週間当たりの勤務時間が30時間を超える正規職員の保育士となります。なお「保育士として勤務」とは、保育士業務に従事することであり、保育所等での事務職としての勤務は該当しません。

(3) 貸付金額

貸付金額は月額30,000円とします。(最大720,000円)

(4) 貸付期間

貸付期間は、貸付決定された月から指定保育士養成施設を修了する月までとし、原則2年を限度とします。ただし、指定保育士養成施設の修学期間が2年を超える場合は、修学資金の2年分に相当する額の範囲内で、正規の修学期間を貸付期間とします。

(5) 貸付方法

貸付方法は、6か月分を年2回に分け、貸付を受ける本人の指定口座へ振り込みます。

※事務処理等の都合により、振込が遅れることがあります。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還が開始されたのちに、定められた日までに返還されない場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を返還金と併せて納入していただきます。

※送金等にかかる費用もご負担いただきます。

(7) 他の貸付制度との併給

他市町村に所在する保育所等への就職を義務付けている貸付制度等、また他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併給はできません。

(8) 連帯保証人

- 申請時に、連帯保証人^(※1)を1名立てていただきます。
- 連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者^(※2)としてください。申請人が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人としてください。
- 貸付決定後、連帯保証人には貸付金の支払いに係る書類への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等をご提出いただきます。

※1 連帯保証人は、貸付を受ける者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合は、その債務を負担することが求められます。

※2 生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。

◆なお、詳細については、「2. 新規貸付希望者の申請手続について」をご参照ください。

(9) 返還期間

返還期間は、返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内となります。

◆なお、詳細については、「8. 修学資金の返還について」をご参照ください。

(10) 返還免除

指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住し、保育所等において、正規職員の保育士として引き続き5年間勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

◆なお、詳細については、「9. 修学資金の返還免除について」をご参照ください。

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定までの流れ

①修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、松戸市役所保育課で配布しているほか、本市ホームページからダウンロードできます。

➡申請書等に必要事項を記入し、添付書類と併せてご提出ください。

必要書類			部数
①	指 定 様 式 あ り	松戸市保育士養成修学資金貸付申請書（第1号様式）	1部
②		推薦書（第2号様式）	1部
③		誓約書（第4号様式）	1部
④		松戸市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）	<u>3部</u>
⑤		債権者登録申出書	1部
⑥	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施する 保育士修学資金貸付承認決定通知書の写し		1部
⑦	住民票の謄本 (本人を含む世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された発行後3か月以内のもの)		1部
⑧	連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）		1部

《注意事項》

- ・提出書類は「消えるボールペン」で記入しないでください。
- ・養成施設等の長が作成する推薦書（第2号様式）は、必ず申請者が在学する学校に依頼し、その証明を受けてください。
- ・申請内容の確認のため、その他の書類提出を求めることがあります。
- ・連帯保証人の印鑑・住所・氏名等の変更は、必ず届け出てください。

- ・松戸市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）には、日付と金額、月数を書かないでください。

【印鑑】

- ・提出書類に押印する印鑑は、朱肉を要する印鑑を使用し、インク浸透型タイプのものは使用しないでください。
- ・申請者と連帯保証人が同じ苗字の場合は、同一の印鑑を使用しないでください。
- ・提出書類へ押印する印鑑はすべて同一のものを使用してください。貸付決定後も同一の印鑑での手続きとなります。
- ・提出書類の修正は、二重線で修正し、使用した印鑑を訂正印として押印してください。
- ・連帯保証人が押印する印鑑は、全ての書類において、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。

②貸付審査・可否決定

貸付に必要な書類を審査し貸付の可否を決定します。

審査結果については、「松戸市保育士養成修学資金貸付決定（却下）通知書（第3号様式）」により申請者に通知します。

③支払い

書類審査後、「松戸市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）」を基にお支払いいたします。支払いには時間がかかりますので、予めご了承ください。

（2）申請書類提出先

申請書類は、郵送または窓口来庁のいずれかの方法によりご提出ください。

◆なお、詳細については、「1 1. 提出先及び連絡先」をご参照ください。

3. 在学中（修学中）の手続きについて

(1) 現況報告書の提出

毎年3月末までに必要書類を送付します。

- ➡毎年4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）	1部
②		松戸市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）	3部

《注意事項》

- ・松戸市保育士養成修学資金貸付請求書(第5号様式)には、日付と金額、月数を書かないでください。

(2) その他の届出・申請事項

下記事由が生じた場合には、事由発生後速やかに保育課へ連絡し必要書類をご提出ください。（必要に応じて、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(在学者用)（第6号様式）
②休学したとき	
③留年・停学処分となったとき	
④復学したとき	
⑤登録した印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更をしたいとき	債権者登録申出書

⑥退学したとき	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(在学者用) (第6号様式)
⑦修学資金を必要としなくなったとき	
⑧連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号・勤務先等)	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(連帯保証人用) (第6号様式)
⑨連帯保証人を変更するとき	松戸市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書 (第9号様式)

- ◆事由②、③が生じた場合には、修学資金の貸付を停止しますので、
「6. 修学資金の停止について」をご参照いただき必要な手続を行ってください。
- ◆事由④の場合には、修学資金の貸付を再開しますので、必要な手続を行ってください。
- ◆事由⑥、⑦が生じた場合には、修学資金の貸付を取り消しますので、
「7. 修学資金の取消について」をご参照いただき必要な手続を行ってください。
- ◆なお、修学資金が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学している場合に、
本人の希望があれば修学資金の返還を猶予できますので、
「10. 修学資金の返還猶予について」をご参照いただき必要な手続を行ってください。

4. 卒業時の手続きについて

(1) 卒業時の報告

卒業年の3月末までに必要書類を送付します。

- ➡ 4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で、添付書類とともに保育課にご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金借受人卒業等報告書（第8号様式）	1部
②		松戸市保育士養成修学資金借用証書（第11号様式）※印紙付き	1部
③		松戸市保育士養成修学資金返還猶予申請書（第15号様式）	1部
④	指定保育士養成施設の卒業証明書（写し可）		1部
⑤	保育士登録済通知書の写し		1部

➤ 市内の保育所等に勤務する方

松戸市内に居住し、かつ松戸市内の保育所等に正規職員の保育士として就職し、引き続き5年間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除となります。

◆なお、勤務中に必要な手続きについては、「5. 松戸市内の保育所等に勤務中の手続きについて」をご参照ください。

➤ 上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。

◆なお、詳細については、「8. 修学資金の返還について」「9. 修学資金の返還免除について」をご参照いただき、必要な手続きを行ってください。

5. 松戸市内の保育所等に勤務中の手続きについて

(1) 現況報告書の提出

毎年3月末までに必要書類を送付します。

➡毎年4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）	1部

(2) その他の届出・申請事項

下記事由が生じた場合には、事由発生後速やかに保育課へ連絡し必要書類をご提出ください。（必要に応じて、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(就業者等用) (第6号様式)
②登録した印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更をしたいとき	
③(産前産後・病気等)休暇・育児休暇、休職または復職、勤務時間及び日数等勤務形態の変更が生じたとき	
④松戸市内の保育所等への転職	
⑤松戸市内の保育所等を退職	
⑥連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号・勤務先等)	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(連帯保証人用) (第6号様式)

⑦連帯保証人を変更するとき	松戸市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書（第9号様式）
---------------	-------------------------------

- ◆規則に定める期間以上勤務する前に、⑤の事由が生じた場合には、
借り受けた修学資金は返還となりますので、
「8. 修学資金の返還について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。

※③～⑤の事由については、保育所等の長の証明が必要となります。

6. 修学資金の停止について

(1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を停止しますので、速やかに保育課へご連絡ください。

- ① 休学したとき
- ② 留年、停学処分となったとき
- ③ 正当な理由なく提出すべき必要書類を提出しないとき

※すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

(2) 必要書類の提出

事由発生後、速やかに保育課に書類をご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(在学者用) (第6号様式)	1部

※復学した場合にも上記書類をご提出ください。貸付を再開する手続きをします。

7. 修学資金の取消について

(1) 取消対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付を、その事由が生じた日の属する月の翌月分から取り消しますので、速やかに保育課へご連絡ください。

- ① 死亡したとき
- ② 指定保育士養成施設を退学したとき
- ③ 修学資金を必要としなくなったとき
- ④ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき
- ⑤ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ⑥ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき

(2) 必要書類の提出

事由発生後、速やかに保育課に書類をご提出ください。

事由	借り受けた修学資金	必要書類
①、④の事由	返還免除	◆「9. 修学資金の返還免除について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。
②、③、⑤、⑥の事由	返還	◆「8. 修学資金の返還について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。

8. 修学資金の返還について

(1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに保育課へご連絡ください。

- ① 修学資金の貸付が取り消されたとき(死亡、災害、疾病、出産等のやむを得ない事情を除く)
- ② 指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内保育所等に勤務しなかったとき
- ③ 市内保育所等を5年未満で退職したとき
- ④ 市内保育所等における勤務形態が正規職員の保育士としての雇用でなくなったとき

(2) 必要書類の提出

事由発生後、速やかに保育課に書類をご提出ください。

- ① 修学資金の貸付が取り消されたとき(死亡、災害、疾病、出産等のやむを得ない事情を除く)

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(在学者用) (第6号様式)	1部
②		松戸市保育士養成修学資金借用証書(第11号様式) ※印紙付き	1部
③		松戸市保育士養成修学資金返還計画書(第12号様式)	1部

- ◆ 「10. 修学資金の返還猶予について」をご参照いただき、希望があるときは必要な書類を併せてご提出ください。
- ◆ 必要要件を満たした場合、修学資金の全額を免除します。詳細は「9. 修学資金の返還免除について」をご参照ください。

②卒業後、市内の保育所等に就職していない

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金借受者卒業等報告書（第8号様式）	1部
②		松戸市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）	1部
③		松戸市保育士養成修学資金借用証書（第11号様式）※印紙付き	1部
④		松戸市保育士養成修学資金返還計画書（第12号様式）	1部

③就職後、5年未満での退職、④勤務形態の変更

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書(就業者等用)（第6号様式）	1部
②		松戸市保育士養成修学資金返還計画書（第12号様式）	1部

（3）返還方法

返還は月賦、半年賦又は一括払いのいずれかの方法となります。

（4）返還期間

当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内に貸し付けた修学資金を返還していただきます。

※返還が開始されたのちに、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき日の翌月から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を返還金と併せて納入していただきます。送金等にかかる費用もご負担いただきます。

9. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の全額の返還が免除となります。

- ① 指定保育士養成施設を卒業した後、直ちに松戸市内に居住し、かつ松戸市内の保育所等において、正規職員の保育士として引き続き5年間勤務したとき

※産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、勤務期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。

※市内の保育所等に転職する場合、勤務月が連続していれば継続して勤務しているものとみなし、勤務期間として算定されます。

※同一法人内における市外施設へ異動等があった場合、市外施設における就業期間については、勤務期間の算定を一時停止し、市内保育施設での勤務が再開された時点から引き続き算定を再開します。

- ② 死亡したとき
- ③ 正規職員の保育士として市内保育所等での勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき

(2) 必要書類の提出

- ① 指定保育士養成施設を卒業した後、直ちに松戸市内に居住し、かつ松戸市内の保育所等において、正規職員の保育士として引き続き5年間勤務したとき

3月末までに必要書類を送付します。

➡4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）	1部
②		松戸市保育士養成修学資金返還免除申請書（第17号様式）	1部

事由発生後、速やかに保育課へご連絡のうえ、書類をご提出ください。

② 死亡したとき

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金返還免除申請書（第17号様式）	1部
②		死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか一つ	1部

③ 正規職員の保育士として市内保育所等での勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金返還免除申請書（第17号様式）	1部
②		上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。	1部

10. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、保育課へご連絡ください。

- ① 修学資金を必要としなくなったため、修学資金の貸付が取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき
- ② 災害・疾病、出産等のやむを得ない事由により返還が困難になったとき

(2) 必要書類の提出

返還猶予事由発生後、速やかに保育課へご連絡のうえ、書類をご提出ください。

- ① 修学資金を必要としなくなったため、修学資金の貸付が取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金返還猶予申請書（第15号様式）	1部

- ② 災害・疾病、出産等のやむを得ない事由により返還が困難になったとき

必要書類			部数
①	指定様式あり	松戸市保育士養成修学資金返還猶予申請書（第15号様式）	1部
②		上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。	1部

1 1 . 提出先及び連絡先

郵送

〒271-8588 松戸市根本387番地5

松戸市 子ども部保育課 保育運営担当室 修学資金貸付担当 あて

窓口

松戸市役所新館7階 保育課 保育運営担当室

※市役所開庁時間は、

毎週月曜日から金曜日（祝休日・年末年始を除く）8：30～17：00です。